

令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市の元気につながる市民の自主的な取組に対し、令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び同一の補助対象事業を行う場合において補助金の交付を受けることができる回数
の限度は、別表のとおりとする。

2 補助対象事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内で行われる公益的な事業であること。
- (2) 団体及び市民が主体的に行う事業であること。
- (3) 令和4年4月1日以後に着手し、令和5年2月28日までに完了する事業であること。
- (4) 第2次十和田市総合計画の推進に資する事業であること。

3 次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれのある事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (4) 営利を目的とした事業
- (5) この補助金以外の市の補助金の交付を受け、又は受ける見込みである事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の対象として適当でないと認められる事業

(対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市民活動団体（ボランティア団体、特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）又は地域コミュニティ活動団体（町内会、子ども会、PTA等をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 構成員が5人以上であること。
- (2) 団体の組織及び運営に関する規約、会則等があること。
- (3) 主たる活動地域が市内で、構成員の2分の1以上が市内に在住し、通勤し、又は通学していること。
- (4) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために直接必要とされる費用のうち、別に定める経費とする。

2 補助金の額は、第1号の規定により算出した額、第2号の規定により算出した額又は50万円（市長が特に必要と認めた場合は、100万円）のいずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費のうち、30万円までの分については補助対象経費に10分の10を乗じて得た額及び30万円を超える分については補助対象経費に10分の8を乗じて得た額
- (2) 補助対象事業の実施に要する費用の総額から参加費、協賛金その他の収入を控除した額

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（企画提案の募集）

第5条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、市長の定める期間内に、令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業企画提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要調書（様式第4号）
- (4) 団体の規約、会則等、構成員又は役員の名簿及び直近の年度の収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出は、1対象団体につき1事業に限る。

（評価及び検討）

第6条 市長は、前条第1項の規定により提出のあった企画提案の選考に当たり、評価、検討及び意見交換を行うため、元気な十和田市づくり市民活動支援事業検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（補助対象事業の決定）

第7条 市長は、検討会議での委員の意見を踏まえ、補助対象事業を決定し、令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業補助対象決定通知書（様式第5号）により対象団体に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 前条の規定により補助対象団体の決定を受けた団体は、市長の定める期間内に、令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同項の規定により提出した書類と相違ない場合は、省略することができる。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により対象団体に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助対象団体」という。）は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業評価報告書（様式第9号）
- (2) 事業収支決算書（様式第10号）
- (3) 団体の収支決算（見込）書（様式第11号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業補助金額確定通知書（様式第12号）により補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第13条 補助対象団体は、補助金を請求しようとするときは、令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とするものについては、令和4年度元気な十和田市づくり市民活動支援事業補助金概算払請求書（様式第14号）によらなければならない。

（財産の管理及び処分）

第14条 補助対象団体は、補助対象事業により取得した備品等について、その保管状況を明らかにし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵

省令第15号)に定められた当該備品等の耐用年数を経過するまでの期間において、当該補助対象事業の終了後も同等の事業等に使用するものとする。

2 補助対象団体は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を得ずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(事業実施状況の公表)

第15条 市長は、補助対象事業の実施状況について、ホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 対象事業 | 事業内容 | 限度回数 |
|----------|--|------|
| 地域づくりコース | 地域課題を解決するため、地域資源を活かした活動等、地域の支え合い及び魅力ある地域づくりに取り組む事業 | 3回 |